

日本医療福祉政策学会学術誌規程

第1条 本会の発行する学術誌を以下のように定める。

(1) 『医療福祉政策研究』

- 1) 本学術誌の目的は、主として日本語の読者を対象として医療・福祉政策研究の成果を普及することである。
- 2) 本学術誌の、英文名称を"Journal of Health and Welfare Policy"とする。
- 3) 年に少なくとも1号を刊行し、各年1巻とする。
- 4) 使用言語は原則として日本語とする。

第2条 本会の発行する学術誌の編集に関わる方針は、幹事会が定める。

第3条 本会の発行する学術誌の編集は、編集委員会が行う。

2. 編集委員会は、編集長と編集委員からなる。編集長、編集委員は幹事会が任命する。
3. 本会の発行する学術誌の編集は、編集長が統括する。
4. 本会の発行する学術誌について、投稿、執筆要領等の編集実務に関する諸規程は、編集委員会が別途定める。

第4条 本規程の改廃は、総会によって行われる。

附則1 この規程は、2017年4月1日より施行する。

2016年12月3日 制定

『医療福祉政策研究』編集規程

1. 本規程は、『医療福祉政策研究』（以下、本誌という。）の編集・発行に関する重要事項を定める。
2. 本誌の編集は、編集委員会が行い、編集長が統括する。
3. 本誌は、原則として年 1 回発行する。編集長は、各号の発行計画に合わせ、期限を定めて投稿募集または執筆依頼を行う。
4. 掲載原稿は、日本語または英語とする。表題・著者名・キーワードについては、日英両言語で誌名、目次を構成する。
5. 投稿原稿は、「投稿規程・執筆要領」等を遵守するとともに、日本医療福祉政策学会の趣旨に合致し、かつ学術誌にふさわしい内容を含むものを受け付ける。
6. 受付けた投稿原稿および依頼原稿については、投稿規程で指定されたものについて、査読を行う。論文の掲載の可否については、査読をふまえて、編集長が判定する。査読に必要な事項は、別途編集委員会が定める。
7. 査読の必要のない原稿については、その掲載の可否や修正意見等について、必要に応じ編集委員の意見を聴取したうえで、編集長が判定する。
8. 編集長は、投稿規程・執筆要領から著しく逸脱しているもの、学会の趣旨から明らかに外れているもの、その他学術誌にふさわしくない内容を含む投稿原稿については、査読に付さずに却下することができる。
9. 編集長は、本誌の編集方針の解説、掲載論文の解説、学会活動の促進などのために、論説を掲載することができる。

附則

1. 本規程の改廃は、幹事会が行う。
2. 本規程は、2017 年 4 月 1 日に施行する。

『医療福祉政策研究』査読要領

1. 本規定は、『医療福祉政策研究』編集規程第6条にもとづき、論文の査読に関する必要な事項を定める。
2. 学会役員は査読委員会を構成する。編集長は、査読委員会より査読者を選定する。ただし、編集長は、論文の内容によっては、外部の有識者（ゲスト・レビュアー）に査読を依頼することができる。
3. 投稿者（共同執筆者を含む）と密接な関わりのある者には、原則として当該原稿の査読を依頼しない。
4. 査読者は、所定の期日までに、「査読結果報告様式」によって、査読結果を編集長に報告する。
5. 査読者からの報告が終了した後、編集長は速やかに判定を行い、投稿者に結果を通知する。
6. 査読に著しい遅延が見られた場合、あるいは査読結果報告が「投稿規程」および「査読結果様式」が示す審査基準・報告内容から逸脱している場合には、編集長は、当該査読者への査読を取り消し、新たな査読者を依頼することができる。
7. 再査読の場合、原則として、初回投稿時の査読者に再査読を依頼する。
8. 編集長および査読者は、審査中の論文について、守秘義務を負う。編集長および査読者は、原稿や未公表の研究内容が漏えいしないよう、適切な注意を払わなければならない。
9. 査読者からの希望があれば、査読者名およびプロフィールを、論文掲載号に記載する。
10. 査読者に対しては、謝礼は支払わない。ただし、ゲスト・レビュアーに対しては、幹事会の承認を経て、妥当な謝礼を支出することができる。

附則：

1. 本要領の改廃は、編集委員会が行い、幹事会に報告する。
2. 本要領は、2017年4月1日から適用する。